

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第15回）

平成20年6月4日（水）

【塩野座長】 それでは定刻になりましたので、国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会第15回会合を開催いたします。

本日はご案内しているとおり、最終回ということで、報告書案の最終確認を行い、これを報告書として取り扱うかどうかについてご決定をいただきたいと思います。その後、増田総務大臣への報告書の手交を行います。 それでは事務局から報告書案の変更点について説明してもらいましょう。

【中島参事官】 お手もとの資料といたしまして、本日、報告書案とその別添資料案、こちらのほうを最終的にご確認いただければと思います。それからさらに概要、あるいは名簿、経過というものを参考資料として配付しておりますが、これは事務局の責任においてつくったものでございます。

それでは報告書案の中身でございます。前回の会議、途中で休憩を挟みまして直したものの、それ以降、内容にかかわるような変更は行っておりません。見ていただきますとわかりますように、例えば3ページから、「〇〇回」を「15回」と埋めたとか、「4月18日」の前に「平成20年」と入れたとか、あと、言葉のところも例えば、退職後に返納というところと、退職手当の支給後に返納というところと、言葉が入り乱れていた部分について、それぞれふさわしいほうに入れ直したと。それから、「手続き」のところで「き」があるもの、ないものがやはり入り乱れておりまして、こちらは角先生からもご指摘をいただきまして、法令用語あるいは広辞苑なんかを見まして、「き」はないほうで統一をさせていただいております。

それからその後、6ページのところも、「または」が同じ文章の中で漢字と平仮名が入り混じっておりましたので、統一をさせていただいております。

さらに、例えば9ページや10ページのところをお開きいただきますと、「考えられる」という表現、何か所か「適当でないと考えられる」「必要がある場合もあるとと考えられる」「べきであると考えられる」といったような表現が全体を通して何か所も出てまいりまして、ここは座長、座長代理ともご相談の上で、必要のない「考えられる」については削除をいたしております。ただし、意味として「考えられる」ということに含みのある部

分についてはそのまま残すというような作業を行いました。

そのほか、いただいたコメントの中で、返納を民間については「返還」、つまり国に納めるときには「返納」、民間については基本的に「返還」という形にしたりとか、12ページのところで、これも角先生からご指摘をいただきまして、元職員が死亡時点で既に起訴されているということで、やめた人が前提であるはずにもかかわらず、「職員や」として現職も含めたような言葉が残っていたので削除させていただいております。

そのほか、14ページのところで、「懲処する」という言葉、これについては漢字が常用漢字ではありませんでしたので、「促す」と直させていただいたりといったようなことをいたしております。私からは以上でございます。

【塩野座長】 いろいろご指摘いただきましてありがとうございました。それからご指摘をいただかなかった点で、こちらで事務局とも相談しながら、言葉として直したほうがいいのではないかということは書き直したということで、内容的なことについては一切触れていないというつもりでございます。それぞれもう既に一度お目通しのことかと思いますが、これでよろしいかどうか、ご確認いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。これで確定ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【塩野座長】 どうもありがとうございました。それでは、この報告書案の案を取ったものを増田総務大臣に手交するという段取りにしたいと思いますが、よろしゅうございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(増田総務大臣、報道関係者 入室)

【塩野座長】 それでは大臣、私たちの検討会の報告書がまとまりましたので、お渡ししたいと思います。

昨年11月以来、15回にわたって検討してまいりました。考えてみると、なかなか奥の深い問題、また幅の広い問題でございましたので、時間的には多少無理なところがあったかとは思いますが、鋭意努力して本日まとめることができました。よろしくお取り扱いいただきたいと思います。

【増田総務大臣】 はい、わかりました。ありがとうございました。皆様方、ありがとうございました。

(報告書 手交)

【増田総務大臣】 検討会の先生方には、今、塩野座長からお話をございましたが、昨年11月以来、検討をお願いいたしまして、15回にわたり、この間、精力的に、そしてまた熱心にご議論いただきました。ほんとうにありがとうございます。

この検討会でございますが、発端は公務員の不祥事ということでございますが、特に退職手当の返納事由について拡大を行うというのは、これは以前からもそうした議論があつたかに記憶しております、テーマとしては大変難しい事由でございますが、国民の目線、あるいは国民の意識に今の制度がほんとうに合っているかどうかというのは、確かにいろいろ考えてみると、私も問題がそこに内在しているなという思いがございまして、この退職手当の制度、あるいは退職手当の性格自身がいろいろな性格があることはわかっておりますが、やはりできるだけ国民の意識、これは時代とともに変わっていくものではございますが、そうした国民意識に沿った形で返納事由の拡大等が理論的に構成できなかという思いがございました。塩野座長、それから阪田座長代理にも、そして諸先生方にもお出ましをいただきて、相当厳密にこの問題は詰める必要があるなと思いまして、限られた期間ではございましたが、そういうことでご検討をお願いしたところでございます。

大体事務方のほうから議論の経過とか、あるいは今回の報告書内容は事前に聞かせていただきましたが、いろいろと丁寧に詰めていただいた上で今回の結論をまとめていただいたわけでございますので、今回の報告書を私どもも、貴重なものでございますので、重く受けとめて、これをベースに今後早急に制度化を図っていきたいと思っております。残念ながら、その後も幾つか公務員の不祥事等が明らかになっているわけでございまして、公務員の不祥事自身をなくすということは、別途、それはコンプライアンスの問題として私ども自身、努力をしていかなければならないわけでございますが、結果として、どうしても生じたことに対して、今回の答申を踏まえた制度設計を急いで、それによって対応していきたいと考えております。具体的には、どの時期に国会に出すか等、別途、それは考えていかなければなりませんが、今、置かれている状況を考えると、できる限り早く法文化をして、そして一番早い国会に出すというのが一番適切ではないかと。こういうふうに思っておりますが、また改めて法文化した段階できちんと判断させていただきたいと。こういうふうに思っているところでございます。

最後に、繰り返しになりますが、ほんとうに短期間に、こうした難しい議論をおまとめいただきました塩野座長、阪田座長代理をはじめ、委員の皆様方に重ねて感謝と御礼を申

し上げたいと思います。また今後とも、大変難しい問題をいろいろ抱えているところでございまして、大所高所からご指導賜りますようにお願い申し上げたいと思います。大変簡単でございますが、御礼のごあいさつとさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。大臣は公務の都合により、ここで退席されるということでございます。どうもありがとうございました。

【増田総務大臣】 ありがとうございました。どうも先生方、ありがとうございました。

(増田総務大臣、報道関係者 退室)

【塩野座長】 それでは会議を再開させていただきます。もう中身についてのご議論は一応承りましたので、これで、どうも長い間、ありがとうございました。私の感想はまた最後に申し上げるといったしまして、皆様方から、ごく簡単で結構でございますが、何か一言、また今後、これをつくって制度を仕上げていくときに対して事務局へのご要望ももちろん承りますし、また、この報告書の読み方についてのそれぞれのご注意をいただいてももちろん結構でございます。

順序をどうしたらいいかと思ったのですが。

【中島参事官】 柳瀬先生がちょっとお先に……。

【柳瀬委員】 私が一番、死亡後の返還については強硬論を最初から言っていたわけですが、私は、こういう退職手当の返納の問題について一番考えることは、ほんとうに一握り、あるいは、もっと少ない公務員の不祥事が公務員全体に対する信用を非常に阻害しているとずっと思ってきたわけでございまして、大多数のまじめにやっている公務員が大変な迷惑をこうむっている。それは単に退職手当制度だけではなくて、公務員の仕事そのものに対する不信感すら招いているだろうと思っておりました。したがいまして、こういう退職手当の返納については、やはり厳しく臨むということが、公務員の信頼を回復するという意味でも極めて大切なことだろうという認識のもとでいたわけでございますが、阪田代理等から、亡くなった後の手続の問題、あるいは遺族のいろいろな問題を考えることとは、私はそれはそのとおりだなど。しかし、全く返さないという制度をつくり上げること自体は問題だと。だから、どうやって時宜に応じて、その辺のところを緩和するシステムをつくるのかなとずっと考えていたのですが、結論的には若干不満ではありますが、おおむね妥当な方向でできたのかなと私は思っております。

私の全体に関する感想は以上でございますが、ほんとうに塩野座長、阪田代理をはじめ、

我々の見えないところでいろいろなご苦労をいただいたと思います。ほんとうに感謝したいと思います。以上であります。ありがとうございました。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。では、山本委員。

【山本委員】 この制度はきちんとつくることが大事だと思いますが、この制度が実際に動くような不祥事がたくさん起きてもらっては困る。その意味で、あまり使われてほしくないし、実際にそれほど使われることはないだろうと信じております。

この問題を聞いたときに、外国の制度等も直接参考になるものはありませんし、この問題について直接書いたものもありませんでしたので、どうなることかなど最初は全く手探りの状態でしたが、とにかく、ここまでまとまったのは塩野座長をはじめ、事務局の方のお力によるのではないかと思っております。

ただ、理論的に言うと、かなり先走ったというか、突っ張ってしまっているところがあるものですから、逆に理論的な詰め等はこれからやっていかないといけないと考えております。以上です。どうもありがとうございました。

【塩野座長】 それでは森戸委員、お願ひします。

【森戸委員】 報告書の内容に関して、もちろん細かいところでいろいろ意見がなおないわけではありませんが、まあ、なるべくフェアな仕組みをつくっていこうということでは、一定の満足がいくものとして、議論した結果で報告書にまとめることができたのではないかと思っております。

やはり山本先生もおっしゃいましたが、新しい問題で、ただ、法律学なり、法律を勉強することのおもしろさというのですか、いろいろベースはあるのだけれども、新しい問題に取り組むことのおもしろさみたいなものが検討会を通じて、今さらですが、感じられたような気がしました。

あと、私は労働法学者として、ここへ代表みたいな感じで出させていただいて、ちょっと荷が重いというか、不安は若干なくはないのですが、ただ、最近、この検討会の話から少し外れてしまうのかもしれないですが、私も人事院の研究会に呼ばれたりとか、総務省にこういうふうに呼ばれたり、何となく民間の労働法と公務員の労働法とは別だよという感じでやってきたのが、徐々に、労働基本権を与えるとか、そういう話になってきますから、そもそも近くになってきている部分もあるでしょうし、この退職手当の問題のように、同じような問題もある。それから、今、労働法のほうでは、民間企業が人勧準拠に忠実にやり過ぎて、給料をさかのぼって下げたりして、それがいいかとかですね、公務員と

民間の制度がお互いにはね合って、何か事件になっているような。ここにもそういう面があると思うのですね。ほかにも非常勤職員の雇いどめの問題とか、いろいろ公務員の問題と民間の問題が何か重なってきており、同じような問題が出てきているというのがありまして、これは労働法の研究者としても、こういうふうに行政法の側というか、公務員法の側から問題を見られたことが非常によかったです。ほんとうに勉強させていただきました。

あともう一言申し上げると、私はいろいろな研究会によく出ているのですが、きちんと、これだけ理論的に学者として参加して詰めて、検討会で報告を出して、しかもそれが法律などにはね得るということは非常にすばらしいことだと、名譽なことだと心から思っております。ほんとうにありがとうございました。

【塩野座長】 ありがとうございました。内山委員、どうぞ。

【内山委員】 今回、この検討会に参加させていただきまして、皆様、法律のご専門の方ばかりなので、私は多少むずむずするような感じを常に持っていたわけでございますが、国家公務員の退職手当に関する論点というものを極めて広範に検討させていただく機会を得ましたことは大変ありがたく思っておりますし、非常に勉強になった、いい経験だったなという気がしております。

前回も少しお話しさせていただきましたが、今回の検討会はもともと国家公務員の信頼回復ということが最大の目的だったわけでございます。ただ、国家公務員の信頼低下、これは常に原因と結果があるわけでございまして、今回の議論というのは結果に対して、どういうふうに対応するかということだったと思うんですね。その結果に対する対応というのは比較的原理原則、正論が通りやすいわけでございまして、その中で私自身、どういうスタンスで臨むかということで、私も公認会計士として30年以上、上場・非上場会社を含めて、いろいろな会計監査実務を担当しまして、やはり、こういう役職に対する退職金の不支給事例というのは時折遭遇するわけでございます。そのときに、どういう会話を企業側と交わしたかなとか、そのときの一般的な企業の考え方、それから国民の考え方というのは大体どのぐらいが相場かなとか、そういったことを思い起こしながら、この検討会に参加させていただいたわけございます。今回の検討成果、報告結果というものが、やはり国家公務員の信頼回復に少しでも役に立つような形で運用されてほしいなと思うこと、それが私のこの検討会に参加させていただいた感想でございます。以上でございます。

【塩野座長】 どうもありがとうございました。それでは、角委員。

【角委員】 どうも、塩野先生、阪田先生、お疲れさまでした。私は何度も塩野先生に言われたように、好き放題にしゃべっているだけで、それを何とか意をくみ取ってくださいって、報告書に反映してくださって、ほんとうにありがとうございます。

この問題は正直言って、私は今まで考えたことがない問題ではあります、ただ、退職金というものの性格というのが自分でもちょっとわからなくなってきておりまして、なかなか理屈からは詰め切れない問題でした。でも、やはり何度も塩野先生がおっしゃったように、私は民法をやっておりまして、私法の世界で契約のベースで、ある種、最後は何とかおさまる世界ですが、大学時代以来、行政法はほとんど勉強しておりませんので、基本的な発想というのが随分違うというか、忘れていたなというので勉強させていただきました。何人かの委員の先生方がおっしゃいましたように、国家公務員、地方公務員を含めて今、公務員がすごくバッシングされている中で、不幸にして起きた結果に対する、これは処方箋でございますが、これが適用になる場合というのはそんなに起きないはずで、やはり先ほど内山委員がおっしゃいましたように、これからもっと大きな制度というか、国家公務員の信頼回復もそうですし、それから公務員を目指す学生がだんだん少なくなっているような気もしますので、公のために働く人というのは、もっと志を持っていてほしいのですが、ですから、やりがいを持って働くというように、こういう退職金とか、給与を含めて人事政策というものを、みんながもっと応援してくれるような制度づくりに、手をつけていただきたいなと思います。

【阪田座長代理】 私は皆様の活発な議論についていただけなのですが、森戸先生がさつきおっしゃったように、私もいろいろな審議会みたいなものに加わるというか、見てきましたし、今も少し関係しているものがありますが、こんなに緻密に議論を深めたものは大変少ないのではないかと思っています。特に、塩野先生がご熱心で、私はとても遠く及ばないなという思いを日々持っていました。

報告書の内容は、結論は大体、諮問をいただいたときから、ある程度あった、見えていたということで、相続人からの返納をどうするかというところについて少し意見の相違や議論があったように思いますが、まあ、全体の方向性については、委員の先生方の間でそんなに違っていなかつたのだと思います。

ほかの審議会や検討会の報告書ともう一つ違うなと思うのは、非常に法論理的にもよく詰めてあることです。ですから、法文化作業に際して、大臣も大変心強いことだろうなと

思っています。いずれにしろ大変皆様にご協力をいただき、また塩野先生にご指導いただき、大変ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

【塩野座長】 それでは、私から皆様方にお礼を申し上げないといけませんので、立て、あいさつをさせていただきます。

こういう形でまとまりしたのは、皆様方がほんとうに熱心にご議論をしていただいた賜物でございます。座長の役割もいろいろですが、私は、基本的にはいろいろな分野からお集まりいただいている以上は、いろいろな分野からのご意見を十分聴取した上で大方の一一致するところを目指すというのが座長の仕事ではないかと常々考えているところでございます。

今回の検討会は、川を渡らなければいかんということは皆様も最初から一致していたところで、それから船着場も大体この辺という見当というのはあったのですが、肝心の一番最後のところの船着場がどこにあるかというのは大変難しい話でございました。その船着場に着くためには、法理論的には、法律的にはどういうふうな考え方を整理しておいたほうがいいかとかというようなことで、みなさんからいろいろな意見を出していただけたのではないかと思います。

ただ、この問題はほんとうに、奥の深い問題でございました。つまり、何でこれがこんなに大きな話題になるかというと、日本の場合には、公務員が労働者であるということと、それから全体の奉仕者であるというこの2本の足で突っ立っているということと、それから今、雇用市場と申しますか、労働市場がどこの大学でも渾然一体となっているという状況で、雇用市場を公務部門あるいは私的部門、さらには中間部門が取り合っているというような状況で、こういった問題をどういうふうに処理するかというのは、先ほど来お話をありましたように、この問題だけではなくて、公務員制度全体から見なければいけないところです。ただ、それをやるには時間がありませんでしたので、退職手当という非常にある意味では針の穴のようなところについて、現代の状況におさめるべきところをおさめるという作業でございました。その意味では、私も大変勉強させていただきまして、時々申し上げているところですが、美濃部先生の本を改めて読んだりして勉強させていただいたということでございます。

なお、事務局に大変よくフォローしていただきました。せっかく大分打ち解けてはまいりましたが、これで一応終わりということになります。皆様方には、今後の日本の法制度等につきまして、いろいろなところでご活躍いただき、またその際には一緒に仕事をされ

ることもあるかと思いますが、今回の機会をその一つの、いいバネとして今後のご活躍をお祈り申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

【中島参事官】 いくつか連絡事項ですが、本日の報告書を製本したものを来週にお手もとにお届けいたしたいと思っております。それから、この後すぐに座長、座長代理に記者会見をお願いをいたしております。

最後に事務局を代表して、局長のほうからお願ひします。

【藤井人事・恩給局長】 まず心から感謝申し上げたいと思います。ほんとうにお世話をになりました。報告書の内容は、私どもが言う必要もないのですが、非常に詰めた形のものをつくりていただきましたし、ほんとうに座長をはじめ、この仕事をお願いするときから、実は皆様方は非常にお忙しいということは承知の上であえてお願いして、快くお受けいただいて、しかも、わずか半年余の期間でしたが、非常に内容の詰まった濃密な議論ということで、委員会の場だけではなく、メールとか、あるいは直接お伺いに事務局が行つた場合も非常に親切に対応していただいたと聞いております。ほんとうにありがとうございました。

一言つけ加えさせていただきたいのですが、私は、塩野先生とは、こういう委員会で何回かつき合わせていただいているのですが、あえて塩野先生にお願いしたのは、局長になりますと、やはり局員の力がつくかどうかというのが一番関心がありまして、塩野先生のさばきというか、非常にそれぞれ一家言ある方々を非常になごやかな感じで、しかも鋭く取りまとめていただくと。しかも手抜きを全然されない。そういう仕事ぶりをぜひ事務局の者にも勉強させたいと思って、そういう思いもあったということでございます。多分、半年前に比べて事務局も相当学習をして力がついているのではないかと思って、そういう意味でも、私はほんとうに喜んでおります。当局も今後、いろいろな法律を立案する機会があると思いますし、また、いろいろなポストに行ったときにも必ず役に立つと思っております。そういうことも含めて、ほんとうに感謝申し上げております。

それから、制度化の話でございますが、当然、局として、最大限頑張っていきたいと思っております。法律の提出時期については、大臣も最大に思いがこもっていたと思うのですが、実際問題、調整のスパンとか、臨時国会の時期とか、あるいは国会状況、そういうものがいろいろあって、なかなかいつの国会とは断言はできないのですが、とにかく我々としてはできるだけ早くやるという形でやらせていただきたいと思っています。いずれにしても、そういう制度化にあたっては、またいろいろお知恵やご指導をお借りすることが

あろうかと思います。また先ほど言いましたように、全く別の仕事で、この職員がご指導を願うことがあろうかと思いますが、ぜひその際も、今までと同様に温かい気持ちでご支援ご助力をいただければと思います。

いろいろ申し上げましたが、ほんとうに心から御礼の気持ちを込めて、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【塩野座長】 それではこれで閉会とさせていただきます。どうも皆さん、ありがとうございました。